

第420回南国市議会定例会会議録

第4日 令和3年3月12日 金曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局局長	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

令和3年3月12日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） おはようございます。日本共産党の村田敦子です。

平山市長、土居恒夫議長におかれましては、姉妹都市・岩沼市への東日本大震災10年目追悼式御出席、御苦労さまでした。十年一昔と言われますが、家々をなぎ倒しながら押し寄せる津波は、今もありありと多くの人々の脳裏に焼きついています。先月には震度6弱の地震にも見舞われた岩沼市です。どんなにか驚かれたことと思います。まだ、復興途上でもあります。これからも支援の輪を途切れさせないように、交流をつないでいってください。

それでは、通告に従い、第420回定例会の質問をさせていただきます。御答弁をよろしくお願いたします。

1 問目は、保育施設入所選考についてです。

最初に、保育所の入所について質問します。

昨年の11月広報に、来年度からの新規入所の要領、要項が載せられていました。それに基づき、保育を必要とする保護者が、子育て支援課に申込書類を取りに行き、提出をしたそうです。一昨年も同じように手続をして、兄弟どちらも同じ保育園を第1希望としたのですが、下の子は第2希望の保育園となり、通勤前に50分近くかけて2人をそれぞれの保育園に送り届け、急いで職場へと向かう状況でした。同じ保育園に変われるように申込みをして、毎月確認をしましたが、変わることができず、毎日朝夕の送り迎えに必死の思いでした。コロナ禍の中、看護師として職場ではずっと緊張を強いられています。今度こそは同じ保育園で、少しでも通勤前の慌ただしさが軽減されることを願っていた保護者に届いた通知は、また兄弟別々の保育園というものです。通知書だけで、なぜ同じ保育園に行けないのか分からない、差別されているのだろうか、説明してほしい、説明責任があるだろうと言われていました。朝夕の送迎は毎日のことです。兄弟同じ保育施設への入所で、少しでも負担軽減を図る子育て支援ができないものでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 未就学児を対象といたしました教育・保育施設への入所につきましては、保護者より入所関係書類を期日までに提出していただき、その書類によって子育て支援課のほうで入所を決定させていただいております。

先ほど議員の御質問にありましたように、兄弟別々の保育施設へ行かれる場合もございますので、大変御迷惑をおかけしていることとは思います。ただ、教育・保育施設の入所につきましては、入所可能人数以上の応募があった場合には、南国市保育施設等の利用調整に関する要綱により利用調整を行っております。要綱第3条で入所基準を定めておりまして、利用調整に当たっては、提出期日までに提出された書類により保育を必要とする状況を確認し、保護者の状況、基本指数と世帯の状況、調整指数により指数を決定しております。この指数が高い世帯より保育の必要性が高いと判断し、利用の決定をさせていただいております。

また、保護者の方が施設へ入所できなかった場合、直接お尋ねに来られたり、お電話をかけてこられる場合もございますので、その場合には、南国市保育施設等の利用調整に関する要綱にある保護者の方の就労状況などによって決定しておるということを丁寧に御説明させていた

だいております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 電話をかけてきたり、訪ねてきた場合には丁寧に説明をされておられるということですが、そこまでできない、通知だけを見て、それでがっかりして、それでどうしてやろうとずっと思ってる保護者の方々がおられます。兄弟を同じ保育園、保育所についてという願いは、私以外のほかの議員の方々からも、市民の方々の声を聞いて、度々届けられています。兄弟の指数っていうものをもう少し高めて、できれば1か所へ送迎、2人でも3人でも1か所に送迎をして、通勤前の負担軽減っていうことを図ることはできませんか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 先ほど議員さんのほうから御質問ありました兄弟一緒のところという場合には、先ほど申しました要綱のほうで、同じ保育施設を希望される場合には加点をを行うようにしております。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 要綱で定められた基準でやっているということなんですが、それを兄弟がいるっていう、そういう保護者に対して同じ保育施設に行けるようにできるっていう、そういうことを加味することはできませんか。

また、通知書だけで入所できないっていう通知、そのことも少し不親切だと思うので、できればほかの人の分は開示することはいけないと思いますが、その保護者の方の分に関しては総合点数のようなものも示されて、何点までの方が入所されたというような、そういう通知もできないものでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 先ほど来の御質問にあります兄弟が同じ施設へということでございますけれども、こちらのほうは保護者の状況が同じであれば、兄弟一緒に入所さすほうが入所しやすくなるという制度でございますので、兄弟がいらっしゃる方が必ずそちらのほうへというのは、なかなか制度的に難しいと思います。

また、村田議員さんのほうから御提案ありました、入所決定通知書に各家庭の指数を記載してはどうかという御提案でございますが、希望の施設に入所できなかった場合に保育の必要性が点数化されることによりまして、保護者の方には御家庭の保育の必要性を理解していただきやすくなるメリットはあろうかと思えます。ただ、現在入所決定通知を作成しております現行のシステムではそういった情報を持っておりませんので、次期システム導入の際には御提案あ

ったことが可能かどうかとも検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ぜひ多くのそういう保護者の方がおいでますので、そのことをやはり検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、放課後児童クラブへの入所について質問をします。

学童クラブの入所の申込みについては、広報でお知らせはしないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 放課後クラブの入所につきましては、各学童クラブで申込みから決定までの手続を行っております。

申し訳ございませんが、すいません、私のほうで広報に記載しておるか確認が取れておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 私も広報を探してみたのですが、保育施設と同じように11月末で締切りということなのですが、よう見つけなかったもので、また確認をして教えていただきたいと思っています。

新入生は、就学前健診時に学童クラブ入所説明会において申込書類の配布と、市のホームページの子育て支援課のところに載せていますが、私に相談された新入生の保護者は、就学前健診は初めてのことで舞い上がっていて、きちんと認識ができていなかったようです。11月末締切りを分からないで12月に子育て支援課に提出をしたそうですが、いっぱい入れなかったということです。看護師の母親は、実家が幡多のほうで、会社員の父親の両親は他界しています。2年生になれば大丈夫だと思うけれど、1年生なので一人で置いておけないし、どちらかが仕事を辞めんといかんろうかと困り切っていました。近くに実家が、市外の独り親家庭の新入生がいて、その子が学童クラブに入所できたけれど、すぐそばに実家の親が引っ越してきて子育てを手伝っている。選考者は保育に欠けているかいなか、きちんと確認しているのだろうか和不審な様子でした。保育の必要性について、どのように確認がされているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） お子様のほうが保育に欠けている状態である確認でございますが、保護者様のほうから市のほうへ就労証明等を出していただきまして、確認をしております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 就労証明で確認をして、学童クラブのほうに連絡をしているということだと思いますが、それでしたら、要は書類だけで確認がされているということですか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） はい。保育に欠けるということの確認は書類のみでございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 入所選考の中に子供さんを連れて面接ということが決められていますが、そのときにお話をしたことはあまり確認がされていないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 入所決定のほうは各学童クラブで行わせていただいておりますので、入所者は学童クラブのほうでは面談を経て決定をしておるということでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） それでは、書類は受け付けて、保育に欠けるかは審査するけれど、後のことに関しては全て学童クラブのほうに任せているとお聞きをしました。それでいいのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 学童クラブを運営されてる方々には大変御苦勞をおかけしておりますけれども、入所の決定は学童クラブのほうで行っていただいております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 学童クラブの決定をされる方々にもお願いをしたいと思うのですが、両親が働き、身近に支援者がいない新生児は、できるだけ学童クラブに希望がある場合、入所させ、保護者が安心して就労できるようにはできないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 先ほど申しましたように、各学童クラブのほうで面談を行いまして、御事情を知っておられます保護者の方々でございますので、先ほど議員さんが言われたようなことが考慮されて選考されておられるものと考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） あくまでも学童クラブに関しては、学童クラブの運営されている指導者の方をお願いをするということで理解をしますが、それでいいでしょうか。

それでは、その学童クラブの方々に、そういう両親が働いて、身近に支援者がいない場合にもう少し、たとえ受付の期限が守れていなかったとしても、そこんところを期限を守ることはもう必ずしてくださいということなんですけど、やはりその保育に欠ける状況で新入生であるということ、やはりそのことをもっと加味していただけるように、私が言わないきませんか。

○議長（土居恒夫） 質問ですか。村田議員、質問ですか。

（「質問です」と呼ぶ者あり）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） そういったお声があることは、各学童クラブのほうへお伝えさせていただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ぜひそういう声があるということをお伝えいただきますようお願いをいたします。

2問目は、南国市防災会議における女性委員の比率の低さについて質問します。

防災会議委員の人数と、そのうちの女性委員の人数は何名でしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市の防災会議委員数は現在33名であり、そのうち女性の委員は5名となっております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 市の本年1月の統計でも、男性より女性の人口が2,000人以上多いです。避難される方も、避難所の利用も、男女同数か、女性のほうが多くなると思うのですが、僅か15.6%の女性委員という構成状況で、災害弱者である障害者、高齢者、子供、女性にも視点を置いた防災計画が作成されているのでしょうか。女は黙っちょれ状態にはなっていませんか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市の防災会議におきましては、平成25年に南国市防災会議条例を改正し、女性の視点から防災・減災・復興について提言できる者として、新たに3人の女性に委員を委嘱いたしました。また、学識経験者としても、女性の視点から女性の1名に委員をお願いしており、現在市の職員の女性課長1人と合わせて合計5名の女性が委員となっております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番(村田敦子) 今、意思決定の場へ女性の参画が強く求められている時代であるにもかかわらず、東京五輪・パラリンピック組織委員会での女性蔑視発言とそれを容認する社会が世界中から抗議され、組織委員会メンバーは会長を筆頭に大きく変わり、女性理事が一気に12人に増え、女性比率は42%に倍増しています。東大でも現在9人中3人の女性理事を4月以降の新体制で過半数の5人とする方針を決めたという記事が高知新聞に載っていました。南国市防災会議条例の中で、防災会議委員の構成メンバーを10項目にしています。10番は女性となっていますが、他の項目で女性を指名できるものがありはしませんか。市もせめて国目標の30%に女性比率を高めようとは思われませんか。

○議長(土居恒夫) 危機管理課長。

○危機管理課長(山田恭輔) 現在、本市の防災会議委員の女性の占める割合は、議員がおっしゃられるとおり、15.6%ということで、全国や県内の平均比率よりは若干高い比率となっておりますけれども、国の目標値の30%にはまだまだ開きがある現状でございます。その理由といたしましては、委員をお願いしている関係公共機関の代表者や、指名していただける推薦者の方に女性が少ないということが上げられるのが課題でございます。そういったところも踏まえまして、今後は女性の委員を増やすといった観点を持った委員委嘱といったことも考える必要があると考えております。

○議長(土居恒夫) 村田議員。

○15番(村田敦子) この10項目を見ておりますと、やはり警察署長なんかだったら、そこの方、署長にもう限定をされておりますが、その他の項目で市長がその部内の職員のうちから指名するものが11人ということになっています。それから、市長が指定する関係機関の代表者も5人となっています。そういうところでできるだけ女性を指名していただくというような、そういう働きかけは行えませんか。

○議長(土居恒夫) 危機管理課長。

○危機管理課長(山田恭輔) 来年度は本市の防災委員の新たな委嘱となりますので、先ほど議員がおっしゃられるとおり、新たな委員の委嘱の際には、市職員の中でも市長が指名する課内の職員といったものが指名ができるようになっておりますので、そういった観点でも女性職員を委嘱をすとか、ほかの部署につきましても女性の視点でといった観点で女性の方に委員を推薦していただけるようお願いをするなど、そういったことで女性の視点から防災・減災・復興について提言いただけるような形で委員を増やしていくようなことに取り組んでまいります。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 避難所の運営なんかもそういう防災会議の中で決めていかれると思うので、ぜひ女性委員の比率を増やして、災害弱者の方に優しい、そういう配慮のできる運営になるような計画の作成をしていけるように、ぜひ女性委員を増やすことをよろしく願います。

3問目は、後免町商店街の活性化、高校生の提言について質問をします。

毎年、山田高校の1年生がフレッシュなまちづくりを提案してくれています。2年前、1年生だった5人が南国市のPR動画の案内役として発案したシャモ番長が、市のPRキャラクターとしてかわいいシールとメモ帳になり、高校生の提案が実現化されたことは本当にうれしい限りです。須崎市のしんじょう君のように、全国的キャラになるかもしれません。市としてはどのように広めていかれるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 毎年、山田高校からの市長への提言については興味深く聞かせていただいております。村田議員からの質問にありましたシャモ番長につきましては、これまで市のPRキャラクターに使えるかということで、山田高校、関係者の方等と話し合いを進め、1月の段階で市のPRキャラクターとして発表させていただいたところであります。

シャモ番長につきましては、南国市の発信を行うことを目的として作ったキャラクターでありますので、現在では広報紙への掲載であるとか、観光協会でのPR等に使っておりますが、今後は幅広く市のPRに寄与していただけるということであれば、いろんな場面で使っていただけるようにと考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ぜひあらゆるところに南国市の宣伝キャラクターとして利用していただけるように、商工観光課からも働きかけをよろしく願いいたします。

今年は2月3日に、山田高校の1年生が市長へのまちづくりアイデアを提言してくれました。三、四人のグループで6組のアイデアが披露されました。後免商店街の存在があまり知られていない、飲食店が少ない、泊まる場所が少ないと指摘し、集客できるように商店街をリニューアルする提案が出されました。若い人は柔軟な発想ができ、いいアイデアがたくさんの中、それが実現できれば回りへの波及効果も大きいと感心させられたのは、使われてない空き家をリニューアルしてゲストハウスにし、SNSで発信するというものです。実際に行っているところの紹介もしました。やはりまちづくり提言大賞に選ばれました。ぜひ実現させていただき

たいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 今回の山田高校からの提言につきましては、スタンプラリーやポスターラリー、SNSでの発信など、現在地域で行っている取組と同じ視点などのものもありまして、高校生の視点でも効果的な取組であるっていうことを確認させていただくこともできました。

また、非常に感心させられたのは、新規出店についての取組、ゲストハウスについてもですが、新規出店についての取組についての発表、高校生の視点でやめやすくなる商店街、日替わりレストランといったようなアイデア、今取り組んでおる中でも非常に参考になるものであるというふうに感じております。

ゲストハウスについての提案ですが、中心市街地にゲストハウスができれば魅力的な町になるんじゃないかというふうに思っております。ゲストハウスの実現については、実施主体、また予算、活用できる物件があるかなど、課題が現状では多く、すぐに実現できるものではないと思いますが、高校生としてのすばらしい発想であると感心させられるものでありました。今行っている取組を継続していく中で、情報収集しながら研究、検討していければと考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 所有者の協力が必要ですし、すぐには実現できないかもしれませんが、なくすには惜しいアイデアですので、ずっと末永く検討して行ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

4問目は、マイナンバーカード取得の押しつけと効率化口実の窓口廃止・縮小について質問します。

施政方針で、2021年1月1日のマイナンバーカード交付率は全国24.2%、高知県16.9%、南国市16.5%と報告されました。まだ、国民の4分の1にも達していない交付率で、高知県は6分の1、南国市は県平均よりも低い数字です。菅内閣は2022年度には国民全員に持たせて、地方自治体が条例で築いてきた独自の個人情報保護制度を法律で統一化、平準化し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化して、デジタル庁での一元管理を行う計画です。しかし、交付率が伸びないので、ポイント付与や利便性の向上とあって、健康保険証や運転免許証などを一体化する政策を進めています。

根底にあるのは、超監視社会の実現です。マイナンバーを基軸に、あらゆる個人情報を統合

しようとしています。森友学園や加計学園問題、検察庁問題でも、国は様々なデータを隠しておきながら、国民の情報は全てよこせという状況ですから、個人情報の取扱いに関して、基本的に政府を信頼できる状況にはないことが低い取得率となっています。

昨年12月の西山議員のマイナンバーカードの質問に、市役所職員の取得率24.6%、管理職の取得率は59.4%と答弁されています。市民平均からすると随分高い取得率だと思うのですが、法令遵守を義務づけられているのだからもっと取得すべきと思うが、市長はどう思われますかという質問に、十分な数字になっていないので、引き続き私のほうからも取得についての依頼要請をすると答弁されていますが、取得勧奨をされたのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） マイナンバーカードの取得というのは、これからやはり効率化を図る上では非常に大切なことだと思っておりますし、課長会で取得について常に言うようにしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） あれから3か月たっていますが、職員の取得率は変化していますか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 前回課長会で市長よりそういったお話がありまして、管理職の皆さん方に職員への取得勧奨をお願いしたところでございます。その結果、一定の伸びはしております。まだパーセンテージの集計をしておりませんので、後ほど御報告をしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 集計はされていないということですが、多数ですか、少しですか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） これにつきましては、私どもも市民の誰が取ったということ、アクセスといいますか、そういったことを随時管理をするようにはできておりませんので、職員の中でも市民の方もいらっしゃいますし、市外の方もおります。そういったことで、こちらのほうで管理ができるような数字ではございません。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 法令遵守と言いますが、結局マイナンバーカードに関しては地方公共団体情報システム機構というものがありまして、そこがマイナンバー制度やカード発行を担っています。その検討会議のメンバーの大手電機企業6社に、そのほとんどの契約97件、1,380億円超のうち、8割以上に当たる72件、1,126億円が契約をされています。そしてまた、

個人番号カード交付申請書受付発行及び発行管理業務でも、16年の初めの契約では58億円だったのですが、ところが7回も、それでは足りないということで契約変更を繰り返し、664億円まで10倍以上に膨らんでいます。日本のIT企業は、世界的にはあまり大きくない、IT企業の発注額を増やすためのIT公共事業として、マイナンバー制度のシステムは使われようとしているのではないかと指摘がされています。つまり各地方自治体の個人情報保護を、いろんな条例を設けて個人情報保護を頑張っている、それも一元化して平準化して、デジタル庁で管理をしようという、そういう電機事業者にもうけらすこと、そして国民みんなを総監視する、そのためのあらゆる法令をつくっているということで、マイナンバーカード取得に関しては職員の中にも市民に対して決してプラスになる、そういう事業ではないということもあって取得をされない、そういう方もおいでるのは当然だと思います。だって、ずっとこの流れを見ていけば、そういう状況が透けて見えてくるわけです。

だから、私は市長がデジタル化して効率化していくことは、すごくやはりこの煩雑な事務業務を軽減できるっていう思いがあることは分かりますが、市役所っていうのは市民のためにある組織だと思います。市民のために市民の思いを実現化し、そして市民が個々に県や国に対して手続きしたりはできないので、そういう事務、そういうものを代わりにしてあげる、そういう組織だと思っています。市民が16.5%の取得率の状況です。市民はやはりマイナンバーカードに対してどうしても必要とは思わず、その逆のデメリットのほうが大きく見えている、その結果こういう状況になっていると思います。先日私のところにマイナンバーカード取得の申込書が来ました。それを見るとIDナンバーが入っていて、それから住所、氏名、年齢、性別、全て印字されています。あとはその情報が正確であるか確認できたら、署名をして送るというものです。あれを見たら、ちょっとマイナンバーカードってどうやって取ったらいいのかと思っていた高齢者の、75歳以上は何か後期高齢者の医療保険の更新のときに送ると書いてあったのですが、少しやはりもう70代、60代の方でもそういうのが苦手な方はおいでますので、あれを見たら、自分の名前だけ署名すれば取得ができる、そう思って、言うたらいろいろみんなマイナポイントをもらったとか、使えるとか、それから保険証が一々持っていったり、それから限度額とか、そういうものも持っていく必要がなくて、あれに国保の情報を入れるっていうことを承知して、それをしたらそういうふうに見えるよと、そういう利便性ばかりが書かれているので、それを思ってそれに署名をして送る人もあるかもしれません。

結局あれも全部国の費用でされているのでしょうか。あれもかなりお金がかかると思いますが、それも市が発行したのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） お手元に届きましたのは、QRつきの申請書であろうかと思いますがけれども、そちらのほうは機構のほうから発行されたもので、市が発行はしていません。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） やはり市は素通りで、機構のほうから直接南国市民のまだ取得してなくて、75歳に達してない方に送られているということで、夫がもう75歳以上の高齢者になっているので、私にだけ来ていたのでどうしてかなと思ったのですが、中を読んで、それは納得しました。けれど、そういう文書が来ているということは、ちょっと増えるかもしれません。けれど、それは国による唆しですよ、私はそう思います。利便性のために、みんなに便利なようにと思ってしたのではなく、言うたら先ほど言いましたように電機事業者とか、それから自治体を通り越して直接管理をする、そういう目的でしていることだと思いますので、私はそういう情報をお伝えして、取得をしないようにと働きかけます。

市も、市長が言うようにあらゆる事務の効率化、デジタル化にしていかないかんき、このマイナンバーカードをぜひみんなに持ってもらいたいと思われるかもしれませんが、私がずっと述べているように、そういう怖い思いがあります。かつて日本が戦争になったときも、そういうふうに情報統制がされて、やはり一元化されて、みんなには物を考える必要がないように、そういうことが行われてきましたので、やはりそういうことも考えていかなければならないと思いますので、ぜひ職員への押しつけはやめていただきたいと思います。やはり利便性を感じて、自分は大丈夫、きちんと自分で自分を守れると思われる方は上手に利用されたいと思いますが、そういう、お聞きしたように今回の申込書も直に來ているわけですから、機構のほうから、そんなに市長、管理職の方々が無理してみんなに勧めなくてもいいと思いますので、そここのところをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 19番土居篤男でございます。一般質問を行わせていただきます。

その前に、東北大震災が昨日の10年前に発生しまして、昨日は市長も岩沼市の追悼行事に参加をされたようでございますが、いまだに、当然ではあります、心の傷が癒えないと、また社会の状況も元どおりにはなっていない。その上に福島原発の大事故が発生して、いつ収束できるか分からない、大変厳しい状況が続いていることに心を痛めております。

それと同時に、やはり日本に限らなくて、地震、災害というのは世界的にもどこかで発生をする、どこでも発生をする可能性があるということです。南海トラフ地震のことも防災が言われておりますが、必ず起こるということを腹に据えて、可能な限り被害を少なくしていくと、そういう心構えが私どもには求められていると思います。改めて気を引き締めまして、防災行政等、これから指摘をしまいたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

私が質問通告してありますのは、1つは市長の政治姿勢、2つ目が農業問題についてでございます。両方とも市長の政治姿勢みたいなものですが、市長の政治姿勢ではDHCとの協定の見直し、2つ目が都市計画法の見直し、3つ目が財政問題について、4つ目がコロナ禍から市民の暮らしを守れということであります。

それでは、1つ目の市長の政治姿勢、DHCとの協定の見直しにつきまして質問をいたします。

まず、DHC食品との協定がされまして、何がしかの協定の中身が実行に移されていると思いますが、協定がどういう協定で、どんな部分で進んでいるか、こういうことをまず聞いてみたいと思います。私は、この中身も少し読んでみましたが、あまり中身の濃い協定とは見えませんでした。前の議会でも指摘をいたしました。それに加えて会長のヘイト発言が今また大問題になっております。中山議員も触れたかも分かりませんが、茨城県の行方市はDHCとの協定をしておりますが、吉田会長のヘイト発言は容認できない、発言の取消しが無い場合は協定の破棄も検討するとしております。これは朝日新聞にも出ておるといふふうに報道もされました。この点について、市長の考えを聞きたいと思います。

DHCのヘイトスピーチ問題では、在日コリアンのヘイトスピーチに対する抗議文も発表されております。もう本文の中身はあまり触れませんが、やはり当事者であるヘイトスピーチの対象になった在日コリアンへのスピーチは容認できないということで、非営利活動法人コリアNGOセンターの名前で正式に抗議文が出されております。そして、元へ戻りますが、「ヤケクソくじについて」というヘイトスピーチを書いた吉田会長のDHCの文章なんですが、これネットで全部入手できますので、ぜひ、私はネットでできませんので太いこと言えませんが、ネットをやる人はこれを正式に取って、見てもらったらええと思います。もう中身は触れませんが、長くなりますので。

それともう一つは、ヘイトスピーチ問題等に関しては、国際条約でももうやめようという国際条約がありまして、日本も参加をしております。これはあらゆる形態の人種差別の撤廃に関

する国際条約、本条文はこのページの次に膨大な量であるようですが、国際条約前文の一部だけでも紹介をしたいと思います。

この条約の締約国は、国際連合憲章が全ての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びに全ての加盟国が、人種、性、言語または宗教による差別のない全ての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、いろんなことを考慮しながらということ、このページの大方がそう書いてありますが。最後に、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実際的な措置を最も早い時期に取ることを確保することを希望して、次のとおり協定をした、いうふうな国際条約ができております。初めにも言いましたが、日本も加盟をしております。

こういう国際条約にも反するような発言を自社のホームページに掲載をするということも、ヘイトスピーチが大問題以上に、こういう国際的な法律、国際的な合意にも真っ向からそれを否定するような発言をするということ自体は、もうこれは認められるものではありません。

昨日の質問で市長の答弁はいただいておりますけれども、やはりこういう国際的な問題から見ても大きな問題だということで、市長に見解を求めるものであります。昨日、中山研心さんへの答弁もいただいておりますし、あまり私も申し上げる必要はないかと思いますが、次に移らせていただきます。

都市計画法の見直し、これが必要ではないか、ということです。

都市計画法では、前にもこれも質問で取り上げましたが、第1条で、都市計画法というのは都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると書かれております。町が、いろんな仕事が増えて、工場ができて、人口が増えていく、そうした中で、このようなときに無秩序な開発を防ぎ、秩序ある環境を目指すことを立法の趣旨に据えていると、そういう法律だと思います。人口が急増して、何の制限もなく好き勝手に住居を、あるいは商業施設を、工場を建てることを制限をして、人間が快適に暮らす環境を守って開発する、このように導くための法律であることがうかがえるわけです。

しかし、今日本の人口は、前議会でも人口の問題を取り上げましたが、4万7,000人の一昨年よりまだ、昨年ういか、ちょっと減ってるようです。これからどれぐらい減るか分かりませんが、南国市でも人口が減る、日本の人口も、1億人を超えている人口が8,000万人ぐ

らいになるのではないかととも言われております。そういう中で南国市の発展をどうするのかということが、私の質問の主な趣旨でございます。南国市だけで人口が増えたら、高知県が増えて、いろいろ商工業が活発にならないかんろうがよという意見もあるかと思えます。取りあえず南国市はどうやって人口を増やしていくかということが、私に課せられた課題だと思います。これもまた、こういう点を市長に聞きたいわけでございます。

従来の都市計画法は、人口が増える状態の中であまり好き勝手に乱開発されたら困るんじゃないかと、家がどこでも建ったらいかんと、香長平野のど真ん中へ家建ったらいかんろうと、そういうことを制限するためにつくられたものであろうと思えます。私は、それを人口がどんどん急増していくという状況の中になくときに、南国市の市民の数をどうやって増やすかということを経理が腹をくくっていただきたいと、そういう意味で質問をするわけです。

私もいろいろあっちこっち、うろうろ行きますので、買物にも行きますが、旭の北部地域の山間地との境界で、山の上にたくさん住宅が建っております。山の上いうても500メートルの山岳地帯ではありません。数十メートルの山岳地帯に、たくさん新興住宅が建っているわけです。これは都計法上どうなっているかということをお考えたら、平地で住宅会社が団地開発してやらんろうかと、そうじゃなくて、こうやって山裾に、小高い丘の上にたくさんの新興住宅が建っているなど、それで人口が増えているかどうか分かりませんよ、市内から移住している可能性があるし。ただ、そういうところへ家が建つということ自体が、都計法上どうなっているかと。突き詰めて、高知市へ行って聞いたわけではありませんが、南国市でも今までの都計法の基本的な考え方を少し角度を変えて、山裾であまり急峻でない地域を開発して、そこで安い宅地が供給されたら、もっと人口が増えやせんかというふうには、私は単純にそう感じたわけです。

そうするためには、やっぱり都市計画法の、人口急増時代の都市計画法から発想を変えて、安い宅地を供給できる方法を考えて他市から移住して人口を増やしたらどうだろうかと、素人考えですので、それはいかんかも分かりませんが、やっぱり市長に腹をくくって、従来の都計法の理解をどのように、ねじ曲げるいうたらいけません、どのようにもう前向きに解釈をしてやったら、安い宅地が供給して人口が増えるだろうかということをお検討していただきたいと思えます。

南国市は、ある一定の教育施設もありますし、働く施設もあります。そういう点を考えますと、高知市の教育施設等にも近いということで、居住地としても適しているというところから、そういう点から宅地価の高い中央の住宅地じゃない、もう少し安く提供できる地域の開発をして、そこに移住していただいて、高知市へ通っていただくと、こういう考えができるんじゃない

いかというふうに思います。私は、旭の山の上で、小高い山の上にどっさり住宅が建っているというところを見まして、南国市でも都計法の縛りを一步踏み越えて、そういう方法を取れんろうかと。農振地域のど真ん中へ開発しなさいとは言いません。そういう工夫をすれば、人口が増えるのではないかというふうに、素人ではありますが、そのように考えたわけでございまして。ぜひこうした点を、今までの都計法の縛りを適用して南国市はどうするかではなくて、考えを少し、従来の都計法で制限していくということを少し角度を変えて、新たな安価な住宅地の供給ができないだろうかと、津波の来ない地域でそのようなことができないだろうかと、そうすれば人口が増えるのではないかというふうに考えたので、このような質問をしたわけでございます。

都市整備課長は、やっぱり都計法が頭の中に張り巡らされておりますので、市長がやっぱり腹をくくって、人口を増やすにどうしたらええだろうかと、もうちょっと検討しようじゃないかということ、ぜひこれは意思表示をしてもらいたいわけですね。ぜひこれは、この都計法は人口膨張時代の都計法です。そうではない人口、まあいうたら南国市が取ったらほかが減るわけですので、人口が取り合いの時代と、残念ながらそんな状況になってますので、ぜひこちらあたりの視点を変えて都計法を見直してもらいたい、というふうに思います。

次に、政治姿勢の3つ目は財政問題なんですが、財政調整基金の状態を見てみました。もらった資料をずっと翻って見てみますと、今現在は24億6,500万円の財調基金が今までで最高レベルになってます。平成27年から令和元年まで24億円台になってます。平成14年では10億円です。15年では8億三千数百万円、16年からずっと18年頃までは13億6,800万円来ております、それ以下で。19年、20年が8億円台に下がりました、22年から11億円、23年14億円、24年17億円、25年20億円、26年22億円、27年24億円というふうに、財調基金がたまっちゅうという表現はどうか分かりませんが、計上していると、こういう状況になっております。

財政赤字だと言われる時代には、市長の名前を出して何ですが、小笠原市長のときには仕事ができなかった市長の時代で、何もしなかった小笠原市長と言われておりました。浜田純さんが胸元へしっかりぶら下がって、使うたらいかんとみっちりブレーキをかけたので、市民の皆さんが陳情に来て、市長は、よっしゃ、よっしゃ、やります言うもんですから、浜田純さんがまたそれをブレーキをかけることが大変だったというような話も聞きました。そういう市長にとっても不幸な時代がありましたが、財調基金が24億円を超える時代になったということでは、平山市長は懐が非常にぬくい市長職に就いているというふうに、私はこの財調基金の変遷を見まして、そのように思うわけですね。私の見方ですので間違ってるかも分かりませんが、

なかなか大変ですよと言われるかもしれません。このように財調基金がこんなに増えてきちゃうが、市長はどのようにこういう状況を思っているか、ということです。

4番目が、コロナ感染の収束がなかなか展望が見えません。新型コロナが今後主流になってくるのではないか、いうふうな予測もテレビでちらほら見受けられます。コロナウイルスが変異していくと、少しずつ強くなっていく、従来のワクチンでは効果が少し落ちてくると、そんな報道も見るすることができます。コロナも今のところ収束に完璧に向かっておりますよという状況にはありません。依然として飲食業とか、出歩いたらいかんとか、いろんな制限がありますので、いろんな職業、仕事で金にならんという状況が続いております。

私が最初に耳にしたのは、昨年3月頃に花卉農家から、卒業式も中止になって、一切花が売れんが、収入がのうなったが、こらめったよという話もありました。そして、シントウ農家からも、シントウが、3月はまだシントウは最盛期だと思いますが、その頃にお客もないので値段が下がって何ともならんと。これは西本議員が詳しく取り上げましたので、私はあまり詳しくつかんでおりませんが、生産される食料品があまり市場でさばけないと、こういう状況がずっと続いているわけです。いまだに続いているわけです。こういう中で農家の懐具合も低下を、落ち込んで寂しくなっておりますし、出歩かないということで料理、飲食業も相当の落ち込みがあると思われまます。これらは農業者だけではなくて、業者あるいは雇用されている者にも大きな影響力が出ていると思われまます。私は首になった人とか、パート行きよったけど辞めてくれ言われたとか、そういう声をじかには聞いておりません。しかし、たくさんあると思います。こうして臨時やパートで働いている方は、子供の教育中の家庭であったり、子供の教育費に充てている人たちではないだろうか。そういう人たちも、少しの稼ぎがなくなった人たちも、売上げが減った農家も、料理、飲食業の方もそうですが、こういう雇用されている方も相当収入がなくなったという方がおると思われまます。

このための市民の皆さんの減収の実態を、私自身がつかんでおりませんのであまり偉そうには言えませんが、市としてどのようにつかんでいるか、つかむように求めたいと思われまます。そして、いろんなコロナの影響が出て、支援を必要とする人に、料理、飲食業、臨時パートの雇用をされる方、農業者等、あらゆる階層の支援、救済を求めたいと思われまます。実態をどのようにつかんでいるか、それからお聞きをしたいと思われまます。

政府の統計では、正規から解雇された失業者は、男子で79%、女性で40%弱であると報道で見ました。こういうことですから、市長が施政方針で、市税収入の減少が見込まれ、厳しい状況ではあるが、市民の皆様の生活をしっかりと下支えすることを第一に予算を編成すると施政方

針で述べられました。この一文に触れたときに、本当に市長の決意が伝わってきたわけです。この言葉のとおり、南国市では、市民の皆さんが南国市に住んでよかったと思えるような予算の執行を期待をしております。市長にお聞きをしたいと思います。

次に、農業の問題でございますが、米価の暴落で南国市の農業は大変な状況であろうと、米以外にもハウスの園芸産物の暴落、消費減退による暴落も大変な問題なんです。私は特に米価の問題を取り上げたいと思います。

御承知のとおり、米につきましてはTPPで大幅に米の輸入が門戸を開けられまして、次いでEPAのヨーロッパとの農業の問題で肉や乳製品などが自由化をされました。米にかかわらず、肉や乳製品も影響を受けております。そういう中で乳製品等は比較的支援があるんですが、支援というか輸入制限をするわけなんです。米についてはやらないということで――資料がよけ過ぎてどこへしのべたか分からんな。特に米価の問題では、JA高知県の米の職場でお聞きをしましたが、4斗で昨年は1万1,300円、1俵です、60キロ当たり。これで採算を大幅に下回っておりますが、JAの販売価格も下がりつつあるというふうに聞きました。今年度の米の買取り価格も下がると思われると担当者は言っております。60キロが1万円に限りなく近づいていくということです。米作は、従来から2万円を切ったら採算が合わないというふうなことで、ずっとJAも生産農家も2万円を維持してほしいということで要求をしておりました。しかし、それがなかなか維持されないということです。

乳製品のほうは、ヨーロッパとの関係で輸入制限を物すごくかけるわけです。チーズやバターも輸入制限をかけております。しかし、米については従来のまま、主にアメリカからの米輸入自由化をそのまま放置してきたということで、大幅に下落をしてきたわけです。そういう点を考えますと、私は自民党の農政に対して、一切これは信頼できないよというふうに感じるわけです。なぜ乳製品は一定の輸入制限をやるのかと私流に考えてみますと、どうもやっぱり農水省の皆さんが定年になって、年金受給資格を得るまでの間の就職口を乳製品関連会社が構えちゃあせんかと。米を扱う農協はどうも農水省の官僚を受け入れてないと、そういうことでもうけらいちやる必要はないと、そういう背景があるのではないかとというふうに勘ぐらざるを得ません。乳製品については、価格暴落防止のために物すごい制限をかけてます。米の場合は、1俵1万円近うなろうとするのに、何も暴落の歯止めをかけないということで、やっぱり私は農政に対する不信感を大きくするわけです。

この点、市長は市長会等でももっと、多分どっかで陳情もしてると思いますが、米の生産者米価も暴落ささんようにしっかりしてくださいよということ、市長会等でもこれは要望もし

てもらいたいと。市長の政治姿勢に入れておりませんが、米価対策がなされていないかと、こういう農政にどう思うかとお聞きをして、1問目を終わりたいと思います。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員さんの御質問にお答えします。

まず、DHCとの協定ということでございますが、こちらは一昨日中山議員さんにもお答えしましたところでございますが、会社の公式サイトにヘイトスピーチということで、そのような文章を公表したことはあってはならないことで、誠に残念なことでございます。この協定を結んだ担当者を介して削除の申入れを行い、削除がなされない場合、また削除なされてもまた同じような文書が掲載されるような場合は、協定の見直しも考えたいと申したところでございます。以上でございます。

続きまして、都市計画についてでございますが、こちらにつきましても西川議員さんの御質問にも答えたところでございますが、市街化調整区域の規制の見直しということとはどのような内容が効果的か、また説得力があり、実現性が高いかということを考えをまとめて、県、関係市町村と粘り強く協議を進めていきたいということでございます。また、都市計画マスタープランの中で久礼田地区、植野のほうに住宅団地の位置づけもしているところでございまして、そういった団地形成というものは、土居議員さんのおっしゃるとおり、住宅の需要を受け止める政策としてはあるということでございます。

あと財政につきまして、財調についてどのように考えるかということでございますが、確かに平成13年度、340億円という地方債残高があったところでございます。その当時からいいますと、今は地方債残高も減り、また基金残高も増えたということで、当時から比べると、それは財政がもちろん健全化したと言えると思います。現在20億円を超す基金があるわけですが、当時から災害対策ということで目標を20億円は財政調整基金を持っておきたいというようにも申してきたところでございまして、現在は20億円を超えているということでございます。しかしながら、当初予算でも6億8,000万円、財調を崩して予算組みをしているという状況もあります。これ今までも市民サービスの向上ということにつきましては図ってきた、市民の負担を軽減するというので、標準税率にも直したり、そういったことで子育て支援もサービスを向上させたりということも行ってきた、今の住民ニーズに応えるために、サービスを最大限、今実現するために政策を行ってきたところでございます。そのために当初6億8,000万円の財調の取崩しもして、予算組みをしているところでございまして、決して楽な状況ではな

いというようには思っております。うまく基金を活用しながら、財政運営を今後していかないといけないと思っております。

続きまして、コロナの影響ということでございますが、コロナウイルスの感染拡大で影響を受けた事業者をどのように捉えているかということでございますが、南国市では持続化給付金を20%以上の減収のあった事業者の皆さんに今まで支援してきたという経過がございます。その中で20%以上影響を受けた事業者の皆さんに申請していただいておりますので、その中にはもちろん飲食業をはじめ、農家の方ではシシトウ、またオオバ、花卉といったような生産者の方が大きな打撃を受けているというようなことは分かっているところでございまして、ちょっと今その詳細は手元にはございませんが、そういったことで大きく打撃を受けた事業者は把握できているということでございます。

最後に、米の政策ということでございますが、国の政策っていうことはやはりガット・ウルグアイ・ラウンドの合意に基づくMA米、ここが国産米に影響を与えないよう、海外援助米など主食用でない用途の米として一元的に輸入するとともに、SBS米の影響を緩和するため、備蓄米を買い受けることでバランスを取る対策はなされておるというところでございまして、一定米農家に対する支援と申しますか、影響を緩和する政策ということは考えられていると思っております。本市におきましては、国営圃場整備事業も進め、効率的な農業を進めるということも進めておりますので、そういったことで米農家の支援にもなるのではないかとと思うところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） DHCとの協定の内容と進捗状況について答弁いたします。

株式会社DHCとの包括連携協定の内容につきましては、市民の健康増進に関すること、農業等地域産業の活性化に関すること、情報発信及び広報活動に関すること、災害対策に関すること、またこれらの目的を達成するために必要な事業に関することとなっております。

市民の健康増進に関することにつきましては、保健福祉センターでは健康づくり講演会の講師、市の健康まつり、きらりフェアでは高齢者メイク講座を実施していただきました。また、母子手帳交付時に妊婦への葉酸サプリメントを配布するなど行っております。その他の項目につきましては、現在のところまだ進んでおりません。以上です。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員の都市計画法の見直しについての御質問にお答えをいたします。

まず、南国市でも高知市の旭の北部のような住宅団地の整備ができないかという御質問がございましたが、高知市旭の北部など郊外に見られるような大規模な住宅団地のほとんどは、恐らく都市計画法第34条第10号イの立地基準で開発されたものであると思います。都市計画法第34条は立地基準を定めたものでございまして、都市計画法第34条には第1号から第14号までございまして、各号にそれぞれの立地基準が定められております。この法第34条第10号イは、20ヘクタール以上の大規模な住宅団地を開発する場合の立地基準でございまして、人口増加により必要な市街地面積が将来増大することを前提とした開発許可基準でございました。しかし、現在人口減少社会を迎え、増大する人口を受け止めるための大規模開発の必要性が低下したということでありまして、平成18年5月31日に都市計画法の一部の改正に伴いまして、市街化調整区域内における大規模宅地開発に関する基準でございました法第34条第10号イは廃止されております。この廃止に伴いまして、平成19年11月30日以降はこの立地基準による大規模宅地開発はできなくなっております。

現行では、住宅団地の開発についてですが、都市計画法では面積が5ヘクタール未満の住宅団地の開発でございましたら、地区計画制度で可能となっております。ただし、住宅系の地区計画はハードルがかなり高いものというふうになっております。

本市におきましては、先ほど市長からも申しましたが、市外からの移住や津波浸水予測区域からの移転等を視野に入れました集住の誘導とともに、集落環境の向上を目指しまして、植野地区におきまして民間活力を活用した地区計画制度による住宅団地の整備を今後検討してまいりたいというふうに思います。また、今年度規制緩和の検証を行っておりますけれども、その中で本市の南部地区における集落拠点周辺エリアの人口減少に歯止めがかかっていないという状況もございました。このことは本市の大きな課題であると捉えております。

今後こういった課題が残る地域に対しましては、何らかの対応策が必要であるとも考えております。まずは地域の課題の原因を検証した上で、どのような対応策が効果的であり、必要であるのかを検討していく中で、農地を活用する案などを含めて、さらなる規制緩和の必要性について見極めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 土居議員からの市民の皆様への減収等の状態、実態、そういったものについての御質問にお答えいたします。

市のほうでは、現状、市民の皆様における新型コロナの影響による減収の実態については把握できていないというのが実態でございます。これまでの市の独自の対策につきましては、事業所、農家の皆様への持続化支援、また子育て世帯等への支援、そういったものが主となっております。雇用の維持を図っていくという側面はございますが、収入減少した方に特化したような形での支援というものはできてなかったということになろうかと思えます。

令和3年度におきましては、現状国の第3次交付金、こちらのほうがまだ1億円未消化ということで、3年度に実施していくということで残しておる分がございます。また、令和2年度同様、財政調整基金からの繰入れも行いまして、コロナ対策、支援策のほうを実施していきたいというふうに考えております。今後は各部署と協議の上、市民の皆様への支援につながるような施策、こういったものに努めていきたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 事前にはいろいろ考えておりますが、メモをちゃんと整理しておりませんので、頭も中の整理ができておりません。

ただ、都市整備課長も答弁をされましたが、私、集落の近くの農地が耕作されずに荒廃していると、そういう農地がたくさんありますね。そういうのをどうして、農地でない人が買えんという条件があります、農地は農業者でない人が買えないと。1切れだけ、家を建てたいき売っとうせやということではできんがです。こういうことも、農業委員会へ出席要請しておりませんが、私は見直すべきじゃないかと。どっかの集落、自分の集落のことしか分かりませんが、どっかの集落の近接地、田舎にある農地が耕作放棄地になっていると、その集落の人が分家住宅を買いにも来んと、農家も。そうした場合、誰か高知市から来て、ここの農地をかって宅地化したいと、こういうことができるように私はすべきじゃと思えます。田んぼの真ん中へ、あそこへ買って家を建てたいきというのは、それはもうペケでいいですが、そういう点が、まだ農地法かなんか知りませんが、そういった点の縛りがあるかも分かりませんが、農地は買えないと。ただ、そういう集落の中の耕作放棄地は宅地化してよろしいと、農家でない人も買えますよと、どっか市外から来て住宅を建てることもできますよと、そういうこともやっぱり法律で可能なようにするべきでないかというふうに感じておりました、常々。

今までの、今日は3日目になりますが、都市整備課長の答弁を聞きますと、割と法律にのっかって答弁が堅いですね。そこを、南国市の人口を増やすにはどうするかということ、市

長とも気持ちを出し合うてもろうて、ここらあたりは緩めれるねと、ここらあたりは農地法は農地法で、また農業委員長にちょっと相談をしてとか、こういう地域では、こういう土地柄では、もう開発可能にしようじゃないかという、そういう方針を腹の底に持ってもらいたい。今、都計法で高知市がどうだから、南国市はこういう格好で協定をして、バランスを取りながらやっていますと、県は県でちょっと緩めましたよと言いつゆけんど、まだちょっと私はそれ足りないと思う。乱開発を進めゆうがじゃないですよ。私はやっぱりもうちょっと、自分の集落ではありませんが、自分の集落で考えた場合には、谷あいの田んぼなんかは誰でも買って建てられあよというふうにしちゃったら、ひょっと高知から来て、ここは景色がええき、ここで家を建てろるかという人が出てくるかもしれません。

私はそういう点で、もうちょっと都計法を緩めて、南国市が人口をどうやって増やすかと、多分、香南市調べてませんが、奥のほうでも至るところで団地開発して人口増えてると思います。あれがええとは言いませんが、人口を維持していく、増やしていくということが、やっぱり南国市の財政にも影響しますので、よそと競争しながら、よそに負けなということで、ぜひこれは今言うた都計法の問題をもうちょっと柔らかく、農地法との関係でも柔らかく検討してもらって、市長も気持ちの中でやっぱり南国市の人口を増やすには土地開発の在り方をどうしたらいいかと、人口を増やすことを第一に都市計画法をどうするかということを考えてもらいたい。そうせんと、やっぱりこのまま南国市が人口がどんどんどんどん減っていくと、学校も要らんようになるしとか、いろんな問題になってきますので、第一人口が減ったら、多分個人からの税金が減ると思いますので、財政にも大きな影響が出てくると思います。そういう点ではぜひともこの人口を増やすということを第一に、この都計法では考えて、見直したらどうかということを要求をしたいと思います。この点、前向きに私の提案を受け入れてくれるのかどうか、再度都市整備課長の答弁もいただきたいと思います。

それから、農業問題では農林水産課長の答弁はありませんでしたけど、答弁はええわと言うちゃあったき、市長の政治姿勢だけでええわよと言うちゃあったき、あれですが。南国市は今国営圃場整備もやってる、高収益型農業を目指している、そういう点は分かりますが、やっぱり米がね。国営圃場整備やって、さあ作りなさい言うても、1俵1万円の米で農業者が米作って、合わんと思います。ほいたら、高収益の作物をやったらええじゃないかと言えばそれまでですが、やっぱり比較的広大と南国市では言われませんが、秋田のほうへ行ったら超広大ですから、香長平野はまとまっておりますので、米作農家も割と田んぼを集積して農業を営む人も出てくるかもしれませんが、それでもやっぱり米価がこれだけ下落してくると、あまり面白くな

いです。そういう点では米価はもうちょっと2万円に近づける農業政策が必要だと思います。そういう点では政府に、しっかりと機会を捉えて市長も主張してもらいたいと。香長平野だけの問題ではなくて、やっぱり山の上でも機械を買って米作農業も継続されておりますので、学校給食米も、最近は少し田んぼが荒れているようですが、山間部でも機械を買って田んぼを耕す以外にありません。ですので、やっぱりしっかり米価というのを下支えをするようにしてもらいたいと思います。

それから、財政については、そりゃあ余裕ではないという判断かも知れませんが、やっぱりコロナで相当市民、園芸農家も米作農家も、料理、飲食業も相当落ち込んでいますよ。それに対して財政は、基金はもうちょっと置いて、もうちょっとためておきたいという気持ちは分かりますが、やっぱりこの際、コロナ禍というのは隕石が落ちたと思うたらええわけよ。もう財政があつた、隕石が落ちたら市民の暮らしが破壊されてしもうて、何ともならん、財政調整基金なんか全部吐き出さないけませんよ、隕石が落ちたら。そこまで腹くくれとは言いませんが、一定やっぱりこれは、コロナというのは宇宙からの突然の贈物ですから、それに対しては貯金がもうちょっと置いちゃきたいにゃあという話やない。貯金がある以上、活用できる分は全部活用すると、そういう腹を持ってもらいたい。私は全部使いなさいとは言いませんよ。この際だから、使えるものは全部使うて、市民の暮らしを守ろうという気持ちを、決意を、改めて市長に求めたい。

コロナ禍から市民の暮らしを守る、コロナが収まりゃあええですよ、このままじっと。そうじゃない、今の状態では。だと思いますので、やっぱり財政調整基金は思い切って使うと書いてありましたので、施政方針へ。あれ見て、ああ、これはええこと言うちゅう思うて、改めてこの場で言いゆうわけなんです、やっぱり市長にそこら辺をもう一回、腹をくくり直してもらいたいです。

都計法では、もうちょっと従来の発想から一步踏み出して、具体的に言うと、どっかの山の裾でも業者がやるか、個人がやるかは別にして、家がぼつぼつと建てれるというふうな柔軟な都計法にして、人口を呼び込んでいくと、こういうことが私は必要であると思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 基金の活用ということでございますが、もちろん財政調整基金を一定それを崩して対策っていうことは必要になってこようと思います。ただ、市政の持続可能性ということはもちろん担保していかんやいかんということでございまして、それを考慮した上での

活用ということになるかと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員の2問目にお答えをいたします。

土居篤男議員が言われるとおり、人口が減少している中で本市をどのように発展させていくかというのは、本市の大きな課題であるということは認識しております。そのため平成30年度に高知県から開発許可の権限移譲を受けまして、市街化調整区域の開発許可基準の規制緩和を行ったところでございます。そのほか市街化区域においても、都市計画道路の整備とか区画整理事業であるとかいうことで、良好な住宅の供給が図れるよう住環境の整備もちょうど進めているところでございます。

規制緩和につきましては、本年度検証いたしましたところ、長岡地区であるとか、岡豊地区、国府地区では集落拠点周辺エリアの人口が増加しておるということで、一定の効果があったのではないかとこのように考えております。

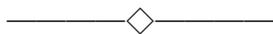
ですので、今後につきましても継続して人口動態調査とか、本市が抱えているそういった課題というのを、どうしてそういう人口減少に歯止めがかからないのかといった、そういったあらゆる点で検証しまして、どのようにすれば、どのような策を講じれば、本市の施策に沿ったまちづくりができるのかということの研究を進めていきまして、市街化調整区域の規制緩和を実施することで、そういった本市の課題が、解決が図られるのであれば、こういった規制緩和が必要になるか、効果があるのかということも検討した上で、規制緩和策の実現に向けて、県及び関係市町村と協議してまいりたいと思います。

（「もうやめろるか」と呼ぶ者あり）

○議長（土居恒夫） はい。昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時56分 休憩



午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。17番野村新作議員。

〔17番 野村新作議員発言席〕

○17番（野村新作） 17番、なんこく市政会の野村でございます。

南国市の森林行政と請願について質問させていただきます。また、通告にございませんが、

昨日の岩沼の10周年の追悼式の感想を市長に求めたいと思います。

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然生活環境の保全等、多面的な機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついています。さらに、地球温暖化を防止するためのCO₂の吸収・貯蔵の機能等、森林の重要性は地球規模で考えなければなりません。この貴重な森林資源の南国市の現状を見ると、戦後営々と続けられてきた造林の推進により人工林面積は3,751ヘクタールで、人工林率は62%となっており、県下でも有数の人工林地帯を形成しています。

そこで伺います。

一般的にあまりなじみがありませんが、南国市が所有する市有林、資料によると面積は156ヘクタール、総面積比率2.6%は、場所、樹種、手入れはどのように行っているか、本年度7,339万9,000円予算計上されているが、どのように予算執行するか、お伺いをいたします。

これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになっていきます。このような状況から、今後の森林施業は間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、経済性重視の単層林のみの施業を見直し、長伐期施業、複層林施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源の涵養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。そのため適正な森林管理の基盤となる路網整備を、森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進する一方、森林組合や林業事業者の育成・強化、施業の共同化の促進、環境保全の積極的な啓蒙を通じて、森林所有者に対し、環境に配慮した経営への意識向上を図らなければなりません。森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や住民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっております。

このような現状のもと、平成30年に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する点から、国の森林環境税が創立されました。森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、令和6年度から市町村において個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が課税され、その税収は私有林、人工林面積、林業就業者数及び人口を用いた客観的な譲与基準により、全額が森林環境譲与税として都道府県、市町

村へ譲与されます。森林環境譲与税は、都道府県、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用され、市町村への譲与は令和元年度から行われております。森林環境譲与税は、与・野党全員の賛同を得て成立されております。

平成21年6月4日、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行された。この法律は、住宅を長く大切に使うことで、住宅の解体などによる廃棄物を少なくし、環境への負荷を減らし、私たちの住宅に対する負担を軽くするとともに、より豊かで、より優しい暮らしへ向きを変えていくことを目的としています。そして、いいものを造って、きちんと手入れして、長く大切に使う住宅のストック型社会という、これからの住宅社会の在り方を方向づける長期優良住宅認定制度が制定されました。今まで日本の住宅は30年、アメリカは55年、イギリスは77年と比べ、とても短うございます。日本は高度成長期、とにかく住むところを構えようとして、住宅をいっぱい造りました。当時は資材も足らなくて、質のよくない住宅がいっぱいできました。それが時代の流れとともに、少子・高齢化や地球環境、廃棄物処理らのいろんな社会問題が起こってきて、量から質の向上をしなくてはならなくなって、造っては壊す住宅から、いいものを造って、手入れして長く大切に使う、よい住宅を蓄えていこうという方向へ日本は変わってきました。

南国市には、貸家長屋建て580戸をはじめ、アパート・マンション型共同住宅が総数5,830戸、これは平成30年国勢調査の資料にあります。入居者は、皆がマイホームを持つことを人生の最大の目標としているのではないのでしょうか。しかし、土地込みとなると、すぐには手が出ません。子育てもあります。ここに興味の湧く資料があります。香美市木材住宅支援事業（香美 I n g W o o d H o u s e S u p p o r t P r o j e c t）、平成27年度から実施されており、香美市内に市産材を使って建てる木材住宅を対象に最高180万円の補助金が出る事業、これにプラスこうち木の住まいづくり助成事業100万円、計280万円、これは魅力ではないのでしょうか。平成27年度から令和元年度の5か年で事業計画を行い、第1期として実施されました。第2期として、事業を継続し、令和2年～6年度の5か年事業で実施されております。申請者は、香美市内80件、香美市外35件。担当の職員さんに人口増につながっているかとお伺いしますと、補助金があるから香美市への移住を決めたという話はありません。しかし、本事業の目的である香美市産材の利用拡大という面においては、平成30年度に実施した補助金利用者へのアンケートにより、本補助金がなければ市産材の利用はしなかったという回答を多数お寄せいただいております、効果があるものと思われ、そういう回答をいただきました。いわゆる木材

の地産地消ではないでしょうか。

続きまして、請願についてお伺いいたします。

平成28年度以降、請願が11件出されており、採択・願意妥当6件、継続1件、不採択・願意認め難し1件、出したものの取り下げたものもあります。請願とは、国民に認められた憲法上の権利の一つであり、憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定する。ここで言う請願は、上記の事項に関し、国民が国または地方公共団体の機関に対し希望を述べることを言い、請願法においては、この法律に適合する請願は官公署においてこれを受理し、誠実に処理しなければならないとする。未成年者、成年後見人も構わない。法人、外国人にも認められている。請願制度は、歴史的に見ると、封建君主が持っていた絶対的権力によって侵害され、制約されていた人民の権利を救済する制度として作られ、今日に至っております。議会の開会中、閉会中を問わず、所定の要件を備えて提出されると、議長はこれを受理しなければならない。請願の採択とは、議会が請願内容に賛成であるという意思表示であるが、その請願の実現について、法律上は何らの保証規定がありません。しかし、採択された以上、議会はその実現について最善の努力をすべき、政治的、道義的に責任を負うことになるものであります。

平成31年第406回議会に上程され、3月19日に採択された明見保育所駐車場ホールの増築についての請願、要旨は、土地の拡充、ホールの増設を望む、子供たちの安全のため、園舎に隣接した駐車場を作ってくださいと1,724名の署名があります。最近、住民の政治に対する関心の高まりに伴って議会に対する請願も多くなり、また内容も複雑となっています。請願の妥当性と実現の可能性とされている請願の審査に当たって、執行機関の意見を尊重するあまり、議会の自主性を失ってはなりません。請願の審査は議会の権限であり、執行機関の意見はあくまでも参考にすぎないものであるから、これに拘束されることなく、議会が自主的に判断し、結論を出すべきであります。

採択の通知を受けると、直ちに問題が解決し実現するものと誤解することがあり、結果的には相当期間経過しても実現せず、かえって議会の責任を迫及されて、不信を買うことにもなります。議会の責任は、請願を採択したことによって終了するものではなく、住民の要望に応えて、その実現を図ることにある。したがって、年2回程度は採択した請願の処理状況と結果を求めて検討し、必要な措置を講じて、最後まで請願者に対して責任を取るべきものであるとあります。今回の質問に関連します。答弁をよろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 野村議員さんの昨日の追悼式についての感想ということでございまして、それに答弁させていただきます。

昨日3月11日、岩沼市の追悼式へ行ってまいりました。まず、3月11日で10年たつということとでございまして、この区切りの日に各地でイベント、行事が開催されたようでございます。それで、空港へまず降り立ったときに、空港で東日本大震災のパネルの展示、また3・11絆とかたどったソーラーの灯籠の設置というものがされておりました。また、被災された方から提供いただいたということでございますが、グランドピアノが空港に設置されておりました、その屋根の部分にはユンボで傷がついたであろうひっかき傷が残っておりました。そういうピアノを空港に設置して、そちらへ来られた方が自由に弾けるような展示がなされておりました。そういった取組、これから東日本大震災を忘れることなく、風化させることなく、後世へ引き継ぐという役割を担っているのだなと思いました。また、式典は200人を超す参加者で厳粛に行われたところでございまして、2時46分、黙祷をささげ、その後献花を行いました。

追悼式へ参加する前に、災害の集団移転の団地であります玉浦西の町へ少し寄っていただいたところでございまして、玉浦西の町もすっかり植栽が伸びて、町自体がもう岩沼市に溶け込んだような、集団移転の団地であるということが感じられないような、そういった雰囲気でもございました。また、海岸にはもちろん千年希望の丘があるわけでございまして、その内側に、内陸部にはかさ上げ道路もあり、すっかり災害対策もなされた後で、少し落ち着いたかなと、災害があったことが忘れられてしまいそうな、そういった自然な環境になっておりました。

そういったことを見たときに、やはり人は徐々に記憶というものは薄れていって、災害時の本当につらい思いっていうことも、やはり少しずつ薄れていくものであるというようにも思ったところでございまして、そういった災害の悲惨さ、つらさ、そういったものを、今後岩沼市との交流も続ける中でそのたび思い返し、忘れることがないようにしていく。そして、今後南国市で、また高知県で、大きな南海トラフという災害に立ち向かっていかねばならないところでございまして、それへの教訓として、いつまでも生かしていく必要があるのではないかと考えた次第でございます。

今後も岩沼市と連携を深めながら、情報を共有しながら、南海トラフ地震に対して力強く対応をしていかねばならないと思った次第でございます。今後とも引き続き南海トラフ地震対策を力強く進めてまいりますので、どうぞこれからもよろしくお願い申し上げ、私の答弁とさせ

ていただきます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 野村議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、本市の市有林についての御質問でございますが、市が所有している山林の中で、農林水産課で担当している市有林につきましては、中ノ川の中ノ川山と黒森山、黒滝の影山、桑ノ川の屋根松山、才谷市有林、天行寺市有林の6つでございます。これら市有林の間伐等の施業を担当しております。

御質問の樹種につきましては、それぞれ杉、ヒノキを植栽しておりますけれども、尾根筋にはヒノキ、谷筋には杉など、林地の地形、土壌に合わせた植栽をしております。手入れとしての保育管理につきましては、植栽後に下刈り、除間伐、切捨て間伐等を、補助金等を活用しながら、それぞれの市有林で適切に実施をしてきたところでございます。

また、令和3年度当初予算に計上しております市有林保育事業につきましては、中ノ川、黒森山と桑ノ川、屋根松山で実施をするものでございますが、まず中ノ川、黒森山につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響への支援ということで、香美森林組合への雇用維持、人材育成を目的に実施をいたしました。中ノ川、黒森山の搬出間伐を令和3年度にも継続して、残りの21ヘクタールについて実施をするものでございます。事業費といたしましては、3,302万円となっております。

また、桑ノ川の屋根松山につきましては、平成29年の台風被害による風倒木の整理0.25ヘクタールを実施するに当たりまして、風倒木除去後の再造林、また市有林の搬出間伐13.35ヘクタールについても実施をするというものでございます。事業費といたしましては、4,037万8,000円となっております。どちらも補助事業の活用と搬出間伐の木材売上代金等によって、市としての負担が発生しない形で実施をする予定としております。

そして、本市の新たな森林管理制度に取り組むに当たっての森林環境譲与税の使途といたしましては、当面は森林経営管理法に基づく意向調査の費用、そして意向調査の結果に基づいて必要となった森林の境界明確化の費用として進めていきたいと考えておりますが、令和3年度につきましては、先ほど申し上げた中ノ川、黒森山市有林の搬出間伐によって、市有林産の木材を森林の整備また木材利用の啓発に活用できる、またとないチャンスでございますので、中央地域交流センターで幅広い市民の方々が使用するための什器といたしまして、市有林産の木材で製作した木製のテーブル、椅子等を森林環境譲与税を活用して購入をする予定としており

ます。残った額につきましては、意向調査の結果として市が委託を受けた森林の計画的な整備を行っていく費用として、基金に積み立ててまいります。

最後に、木造住宅を建築する際の助成についてということですが、香美市でもその事業に年間15件、高知県の事業でも年間300件ほどの申請があるということですので、木材の利用を啓発し、木材利用の需要を高めるためには効果的な施策ではないかなと考えます。県内で実施されている市町村は、いずれも林業が主要な産業となっているところがほとんどでございます。本市とは状況も異なりますけれども、財源となる交付金等の有無も含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 野村議員の質問についての御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、明見保育所駐車場、ホールの増築についての質問でございますが、平成31年3月議会において願意妥当として採択されております。

明見保育所は、昭和62年に建設された保育施設であり、当時の保育ニーズからだとは思いますが、保育室が3室と遊戯室といった構造になっており、昭和62年10月の園児は33名でございました。その後、明見保育所におきましても1歳児保育を開始したことや、保育ニーズの高まりから、令和3年3月では58名の園児を受け入れておりますが、受入れ園児数の増加による保育室の不足や、園児の送迎時の駐車場の問題などが課題となっております。

駐車場、ホールの増築を行うには、現在の敷地の周辺の用地を購入する必要があるのですが、現在周辺の農地の地権者の方々の下にお伺いし、用地を購入させていただけないか、御協力をお願いしているところでございます。地権者の方々には一定御理解をいただいておりますが、購入まで至っていない状況でございます。

園児がよりよい保育環境で保育所での時間を過ごすためには、ホールの増築や駐車場の整備は不可欠であるとの認識は変わっておりません。今後も引き続き関係者の皆様方に御理解、御協力をいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 野村議員。

○17番（野村新作） 御答弁ありがとうございました。

南国市が市有林を持ちゅうということは、市民があまり知らんがやないろうかと思っております。実際に現地へ行って、見てまいりました。木材も大事でございますが、健康増進のために森林浴、それと溪流が物すごくきれいでしたね。仁淀ブルーがあるけど、南国ブルーというても構

んじゃないだろうかと、そういう感じがいたしました。それで、杉の木を真下で見ると真っすぐ伸びていて、青空へぐっと伸びていて、正確そのもので、私の性格とよう似ちゅうがよ、真っすぐで、真面目で。物すごく迫力は感じましたね。そういうところを歩いて、坂もあまりありませんけど、結構健康増進に役立つんじゃないだろうかと思えます。それと、これから先は南国市産材のいろいろ、図書館とか、西部の保育所とか、予定されておりますが、ふんだんに使ったらいいんじゃないだろうかと、そういうふうに考えております。

私たちがまだ小さいときでしたか、昭和30年前後でございますが、分収林というのがはやりまして、岩原のほうへ皆行っていたと思えます。山を借りて、植えて、間伐をして、売れるときは山の持ち主が30%、あとの70%が分収林の所有者と。前は米よりかは山じゃというて、山へ山へ行ったときがございました。その方たちももうこの世にはおりませんが、今あまり聞きません、分収林のことは。その2代目もかなり年取ったけど、どうなっちゅうろうかと思えますが、こういう時代もございました。先祖に、ひじいさん、ひいじいさんに植林に熱心な人がおった、そういう先祖を持った人たちが、今その恩恵にあずかりゆうと。非常にスパンが長い仕事でございまして、100年はかかるろうということでございます。今、それで材木の値段もあんまりいい値段じゃないようでございますが、材木だけじゃなくて、やっぱし地球環境のためにやっていかなければならないと、こう感じております。

それとあと、明見保育所のことでございますが、いろいろ努力はなさってくれております。ありがたいことでございますが、ヤマサキ農園のように何十年もたたんうちに、ぜひとも実現をしてもらいたいと思えます。

それから、岩沼の10年の追悼式でございますが、平成23年か、秋の選挙で私が11月に議長にならさしてもらいまして、その年の3・11で震災が起きました。それで、1周年の追悼式には橋詰前市長と消防団長と3人でお邪魔しまして、そのときに遺族の代表の40歳ぐらいのお父さんでございましたが、子供が津波にさらわれたであろうという所へ行って、毎日ぼけっとして過ごすのが日課と、何ともむごいことでございますが。あれから10年たちまして、恐らく昨日の追悼式へも出席しちよったんじゃないだろうかと思えますけど、名前も何も知りませんが、忘れることなく防災に力を入れて、また追悼もやっていかなければなりません。長い、もう一生消えることのないような心の傷を負うちゅうということで、御冥福をお祈りいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 12番有沢芳郎議員。

〔12番 有沢芳郎議員発言席〕

○12番（有沢芳郎） 今日最後の通告者になりました有沢でございます。

通告は、南国市の学校教育の在り方のその後の検討について、2番目にPFI・PPPへの取組について、3番、指定管理者制度について、順次御質問させていただきます。よろしくお願ひします。

9月議会で、南国市これからの学校教育を考える会を設置する前に、各地域に出向き、住民の意見を聞く会を実施している趣旨の答弁がありましたが、その後どういう経過をたどっているか教えてください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 現在、14小中学校での開催を終えまして、あと3小中学校での開催を残してございます。これまでの14小中学校での開催で、保護者の方、地域の皆様、学校関係者の皆様、延べ240人の方々に御参加をいただいております。

なお、残りの3小中学校の開催につきましては、予定をしておりました年度内での開催が難しい状況でございまして、4月、5月で開催できるように、現在学校長と調整を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） その会でどんな意見が出てますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） どの地域にお伺いしても、学校は地域コミュニティーの中心的存在として愛されているとともに、大事にされているということを強く実感をしたところでございます。

代表的な御意見を6点、御報告を申し上げます。

1点目、小規模校では、少人数ならではの一人一人に温かい校風や教育活動に期待を持っており、特色ある取組等のメリットを教育委員会もしっかり発信、アピールをしてもらいたい。

2つ目、児童数が減少していることを地域も危機感を持って、学校の特色化や活性化に協力をしていきたい。児童数の減少を食い止めるためにも、地域の住環境を整備してほしい。地元の若者が住むことができるように、市としても協力してほしい。

3点目、学校の統廃合については、地域の議論が必要である。教育委員会のトップダウンではなく、地域からの意見を吸い上げることができるような流れをつくってほしい。

4点目は、あと数年で南海トラフ地震が30年以内に発生する割合が80%を超えられている。L2規模の地震が来たら、本校は波力に耐えられない。悠長なことを言ってはられない

いのではないか、継続した子供たちの学びの保障をする場を早急につくるべきではないか。

5点目は、将来的に統合が予想されるなら、早く統合したほうがよいのではないか。

最後に、命が一番大事、東日本大震災のことを考えると、統廃合もやむを得ないのではないかと、というような御意見を頂戴いたしました。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 考える会は、いつ設置されましたか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 5月中に設置する予定で、今現在、準備を進めているところでございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 来年度の大篠小選択制と特認校、奈路、白木谷の現段階での希望者数を教えてください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 令和3年度入学予定者で、大篠小学校隣接校選択制度を利用されまして近隣校に入学されるお子さんは13名となっております。

特認校制度を利用して入学されるお子さんは、奈路小学校は6名、白木谷小学校につきましては本年度希望者がございませんでした。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） あけぼの保育園の卒園児や大湊校区の児童の通学区の弾力化について3月議会で答弁があったが、その後の進展はどうなってますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本年度から、大湊地区の児童さんが日章小学校に通うことのできるための校区外通学の弾力化を行いました。本年度大湊校区には6名の年長児さんがいらっしゃいましたが、通学区域の弾力化を希望された御家庭はございませんでした。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 香南中学校校区についても弾力的運用について触れられていましたが、具体的にできていれば説明をお願いします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 地域での説明会等で、香南校区の地域の方々にも御意見をお伺いして

おります。その結果、香南中学校校区の弾力的運用については令和4年度から、南国市として中学校では初めてとなりますが、特認校制度を導入していこうというふうに考えております。この地域での説明会で、特認校制度についての御意見も頂戴いたしましたが、おおむね賛同を得たというふうに考えております。香南中学校のこれまでの特色であります少人数での細かい支援や、この10年来取り組んでおります大湊、日章との小中連携で、英語教育でありますとか、防災教育を継続・強化してる点をセールスポイントとして情報発信をしていきたいというふうに思います。そうすることによって一定の生徒数を集めて、説明会の中でも、保護者の方、地域の方が心配されておりました部活動についても、一定期待に応えられるのではないかとというふうに考えております。

特認校制度を数年実施いたしまして、生徒数の推移とか、教育活動の成果などを検証しながら、それ以後、小中一貫校でありますとか、義務教育学校の設置なんかについての可能性も探っていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 教育長から香南中学校を令和4年度から特認校にするとの表明がありました。香南中学校を特認校にするには、生徒から香南中学校に行きたいと思ってもらえるような特色やセールスポイントが必要であります。教育委員会として、これまで香南中学校の実績を含め、何を特色やセールスポイントにするのか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほどの教育長答弁を補足する形で御説明をさせていただきます。

香南中学校の特色でありセールスポイントは、何といたしましても少人数ならではの個別最適化の取組だと考えております。その筆頭が、先ほど教育長も申し上げましたが、英語教育です。香南中学校ブロックでは、小中連携による連続性のある英語教育の取組を行ってありまして、その成果は香南中学校の英検の取得率の高さにも表れております。本年度香南中学校の最終学年であります3年生の英検3級以上の取得状況は、35名中25名が合格してありまして、取得率は約71%となっております。市内中学校と比較しましても、大変高い数値でございます。また、中学1年生、2年生の英語の状況におきましても、各種学力調査からも確実に実力が定着しているというふうに感じております。

このように英語教育の取組をしっかりと根づかすとともに、さらに国際理解教育として拡充したり、GIGAスクール構想の推進の中でオンライン学習や学習支援ソフトの導入のモデル指

定校として位置づけたりするなど、英語教育の実践をより充実した取組へと発展させてまいりたいというふうに考えております。

また、防災教育や少林寺拳法を取り入れた武道の必修科の取組をはじめ、校区には高知高専や高知大学農学部がございいますので、そうした地域性を生かした連携した特色ある取組ができないか、模索もしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、個別最適化の取組や、コロナ禍におきまして少人数の学校への期待やニーズは高まっていくのではないかとというふうにも考えておまして、少人数ならではの特色ある取組をセールスポイントとして積極的に発信をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 私の母校である香南中学校ですけれども、私が卒業したときは1学年だけで128名ぐらいおったんですけども、現在はもう100名おるかおらんか。このままでいくと、ますます人口は減ります。そういう中で、特認校として筧校長先生が本当に素晴らしい英語教育をはじめ、学習の指導をやってきております。本当に筧校長先生には頭が下がる思いで、感謝しております。OBとして、香南中学校がこれからもますます香南中学校へ来ていただきたいと思えるような学校にぜひよろしくお願い申し上げて、今回これで質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、PPP・PFI事業とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資本、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。まず、公民連携事業は公共事業ですので、国、県、市町村、公共法人が発注する必要があります。なぜこうした方式でやらなければならないのか。第1の目的が行財政改革における財政負担の軽減、第2の目的がよりよい社会インフラを実現する事業者選定、第3の目的が地域経済活性化及び雇用の創出、3つの観点から、自治体も民間業者も住民もよい関係になるための手法を検討する。

まず最初に実施することは、サウンディングや個別対話、実施方針案説明会です。次に実施することは、民間の意見も踏まえ、事業の可能性の感触をつかむことです。最後に実施することは、事務事業です。実施方針策定公表説明会へと進み、債務負担の議会議決が通れば募集要項等文書を公表し、事業募集の段階に入ります。そして、最終的に事業契約をし、事業推進は民間がしてくれるので、公共は民間業者の査察、いわゆるモニタリングをして、民間業者がきちんとできるか監査することが仕事になります。

そこで、PFI法は規制緩和法であります。官民連携公共事業の手法です。高知県では成功

事例が少なく、高知医療センターの失敗がマイナスイメージとなっています。須崎市公共下水道施設等運営事業、宿毛小中学校整備事業は平成30年公表、最近では中土佐町へ住宅事業等があります。令和2年10月30日に佐川町で公民連携地域創生セミナーがあり、官民連携推進に関する国の支援について、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課政策企画官、呉祐一郎氏、中土佐町の公民連携の取組について、池田中土佐町長、須崎市公共下水道施設等運営事業事業概要、須崎市建設課西村氏、ゼロ系PPPの推進について、自治体負担ゼロを目指すまちづくりの取組について、一般社団法人国土政策研究会理事伊庭先生などが講演をしてくださいました。その伊庭先生は、企画課の提案によりうちの南国市でもPFIについての説明をくださっております。既にPFIに取り組んでいる活用事業所の特徴、地方自治体のメリット、住民のメリット、民間側のメリットの内容であります。地方自治法でできないとされたことができるのがPFI法です。

それでは、質問します。

公共事業に当たり、財政負担を最小する努力はしているか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 近年は、以前から比べますと財政の健全化が進んだとはいえ、積立金現在高比率は県平均を下回っているのが本市の実情でございます。令和元年度決算では、県内34市町村中31位ということで、将来の蓄えが多いわけではありません。こうしたことから公共事業の実施に当たっても、財源確保や規模の精査等により、これまで財政負担の縮減に努めてきたところでございます。

有沢議員のおっしゃられますように、PFI、官民連携、こういったことは非常に市の財政負担を抑えるということでも有利ということも、これらも承知をしております。今回都市再生整備事業を活用いたしまして、中央地域交流センター、文化財施設、図書館等の整備を進めておりますが、これまでそういった文化的施設、いわゆる図書館とか文化的施設というものは、基本的に補助制度がなくて、こういった中でなかなか市として建設のほうを進めることができなかった。これらにつきましては、今回補助メニューを活用できることによりまして、市債の交付税措置を含めましても財政負担を半分以下にすることができたということは、そういった形で検討もしてきたところでございます。

ただ、この中でもやはりこの御時世、官民連携そういったものを進めるというような方向も検討もさせていただいておりましたんですが、補助メニューでの計画期間等、そういったものの中で、なかなかそこまで進めることができなかったということも言えるかと思えます。基本

的には、地方の自治体におきましては、今後はこういった官民連携を進める必要があるというふうに、それによりまして財政負担を軽減することは必要になってくるというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 多くの自治体で公共事業マネジメントとして公民連携法で実施しているが、検討しているか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 平成28年3月に財政課で作成いたしました南国市公共施設等総合管理計画、これにおきましては公共施設等マネジメントの原則といたしまして、公共建築物の機能に着目した統廃合や再配置の実施等、公有施設の再整備なんですけれども、これにつきましては官民連携について積極的に活用を進めるよう、こういった形で作成をしております。

今後の施設整備につきましては、各部署で作成いたしました個別の施設計画、これに基づき行うこととなりますが、基本となる公共施設等総合管理計画に基づきまして計画するよう、全庁的に要請し、計画段階での確認もしていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） じゃあ、規制緩和を使って財政負担の軽減をするつもりはありますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今後の整備につきましては、そういった活用法、そういった活用できるようなものにつきましては、積極的に進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、全ての施設、そういったものが対象となることにはならないかもしれません。それにつきましては、個別の整備、それにつきまして検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 本当にありがとうございます。

本来なら政策補助金がなくなったとき、計画はできませんでしたと前回答えていただいたんですけども、そのときにこのPPPとかPFIについてもう少し認識があれば、提案をできたんじゃないかと思って悔やまれる次第でございますけれども、それでは公共施設の機能の見直しによる合理化などを実施するつもりはありますか。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 当然合理化というものは必要になってきます。これが今後の

施設整備の肝といいますか、それらを含めまして基本的に整備を拡大していく、施設整備につきましてはこれからの時代、拡大というよりも合理化を進めながら、より機能を高める、こういったことが必要になってくると思っておりますので、そういった形で進めたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） では、次の課題はどのように考えているか、お答えください。

学校の空き教室を利用して学童保育ができないか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 御提案のように、空き教室を利用することができますと、新しい施設の建設費は不要となります。新しい学童保育の施設を建設する場合には、規模や建設場所につきまして学校教育課と協議を行い、その際には必ず空き教室の利用の可否を確認させていただいておりますが、今まで空き教室がないとの回答をいただいております。

今後も学童保育の施設を建設する場合には、引き続き空き教室の利用状況を確認し、空き教室がある場合には、空き教室を学童保育として活用するための改造に係る費用と専用施設の建設費用を比較するなどし、より安価でよりよい学童保育を行える方法を選択していきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） すいません、学童保育と学校教育の問題は、現在法律で規制されてるんじゃないですか。学童の場合は福祉法、学校は教育委員会なんで、これ今、法律で禁止されてるんで、学校の空き教室へ現実できない。だから、この規制を取っ払うために、PFI法を使ってやってるんですよ。そこをちょっと勘違いしてるんじゃないですか。ちゃんと、課長、そういう法律の条例で決まってることを御存じですか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 私の認識の中では、学校の空き教室で学童保育を行ってはいけないという認識はございませんでした。

なお、法律のほうは確認させていただきます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 今、空き教室がない、いうて言われましたけども、私の卒業した日章小学校は、私がPTA会長のときに11クラスあったんですよ。ところが今6クラスですよ。5クラス空いてますよね。その5クラスは、ほんならじゃあ何に使ってるんでしょうかね。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 教室には、空き教室、全く使っていない教室がどれぐらいあるかということ返事をされたというふうに思います。今、空き教室を個別の学習ルームにするとか、ちょっと教室に入りにくい子供をそこでクールダウンといいますか、させるものでありますとか、日章小学校なんかのように英語教室にしたりとか、そういった当初校舎を建てたときとは違う活用しておりますので、そういうのをのけて、ほかに空き教室があるかないかということでの答えだったというふうに思っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） それでは、中学校給食センターの稼働率の悪さについての対策はどのように考えてますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御指摘の中学校給食センターの稼働率、これを考えてみますと、学校給食を提供しておりますのは年間のうちで約200日、年間稼働率は約55%です。また、1日の稼働時間で考えますと約8時間で、1日の稼働率として考えますと約33%と考えております。全体での稼働状況は約5分の1だというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） これくらい稼働率が悪かったら、非常に財政的に無駄な施設みたいに感じられるんですけども、それやったらPFI法を使って、もう少し民間にお任せをして、学校給食が空いてるときはほかの食材を配給するとか、そういうようなことを考える意思はありませんか。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（竹内信人） 有沢議員から通告をいただいております、この後、給食センターとか、プールとか、教育の関係でしたら、いろんな校舎の統廃合に関わる施設の利用だとか、そういうことについての利用をどう考えているのかということ御質問があると思うんですが、ちょっと違う視点になるかもしれませんが、教育の分野で考えますと、いろんなやりたいこと、できないか模索しておることがあるわけです。それを全てやるような財政的な余裕はなかなかない。あくまで例えばの例で考えてみますと、給食の無償化をしたいというふうに思ったとしても、来年度から公会計化になりますので、予算書に初めて給食費が出てくると思うんですが、全部で約3億5,000万円です。食材費のみでも2億2,000万円。じゃあ無償化をするときに、その

お金をどこから持ってくるのかということが一番肝心になってくると思うんですが、そうしたら有沢議員さんが先ほど言われていますPFIだとか、PPPだとかということが、財政のみですよ、財政のみの課題を解決するために、それが当てはまるのかどうかということ、私のほうは勉強不足でそこら辺がちょっと分からないので、有沢議員さんのほうから御提案もいただけたら、それが本当に可能なのかどうなのか、またどんな手法があるのかということで、考えてもいきたいというふうに思っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 分かりました。一生懸命僕も勉強して、何とか教育長の難問にお力になればと思って、頑張っております。頑張ります。

それでは、小学校のプールの老齢化の問題ですけれども、ほとんどの小学校は昭和30年代の初期に建つてると思うんですけれども、もう僕も卒業してから、うちの日章小学校はいまだにあります。もう僕が生まれたときからいうたら、かれこれ68年ぐらいたつてると思うんですけれども、そういうプールの老齢化について、どのように思っとるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 議員御指摘のとおり、学校プールをはじめ、本当に学校施設の老朽化対策というのは急務であると考えております。本年度は大篠小学校のプールを改修させていただくことになりまして、本当に感謝をしているところでございますが、平成31年3月に南国市学校施設長寿命化計画を作成いたしました。ところが、なかなか計画どおり進んでいないのが現状でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） それはそうでしょう。プールを1個造るのに、大体平均して、市長、1億5,000万円から2億円ぐらにかかるとですよ。それが13校、現在小学校がありますよね。それが順次やっていくというたら、その予算いうたら大変なことになる。そう簡単に市長が、ほんなら俺の財布で建設しちゃあやという簡単な問題じゃないと思うんですけれども、これも非常に今教育委員会の抱えている大問題やと思うんですよ。それについて、市長はどのように考えておられるか、ちょっとお答えください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 有沢議員さんのおっしゃったとおり、プールの改築する、もう新しくするというのは1億5,000万円ぐらにかかるといように今までも聞いてきたところでございまして、そこをなかなかそれを全部新しくするというのは、現実的にはすぐには困難であるとい

うこととございます。ということであれば、やはり修繕のきくところは修繕で対応していかざるを得ないということであると思っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） プールの、市長、年間稼働率ってどれくらいか知ってます。言われんけど、10日間ぐらいしか年間稼働してないんです、学校で。昔は子供たちが泳げなくてはならないというモットーで、各学校にプールはできてるんですけども、もうそういう時代は終わりました、ほとんどの子供たちが今泳げる状況になってると思うんですけども。さらに先生方が、素人の先生が教えるんじゃないで、例えばPFIでやりますと、民間に任せますと民間のプロの方が水泳の指導をしてくれるんで、学校の先生はそういう重責から外れて、別の仕事に組み入れられると、いろんな面で検討の余地があると思うんですよ。今後このプールなんか、そういう難しいものに関しては、今後検討して、どうやったらええかっていうのを近いうちに検討してやっていかないと、もう修繕してきくような、すいませんけど、プールじゃないんです。もう本当に大変財政を圧迫すると思いますし、費用対効果からいけば非常に無駄なプールになると思います。県外ではもう既にプールを廃止して、民間にやってる学校がほとんど多い。そういうのが参考にして、ひとつ今後の検討課題にちょっと組み入れていただければと思っております。

それでは、近いうちに問題となる小学校の統廃合後の廃校後の跡地の活用についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） あくまでも想定の話ではございますが、廃校跡地の利活用についてという対策でございましたら、1つの選択肢としまして、どこの学校かという場所にもよりますけれども、やはり地域の活性化につながるような対策が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 高齢化になっている市営住宅の問題について、住宅課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 市営住宅につきましては、築30年を超えてる住宅が半数を超えており、設備など様々な点で老朽化が進んでいるような状況でございます。このような状況ですので、現在市営住宅の長寿命化計画を策定しているところでございます。解体が終了した第3中

中央団地を除くと、残る市営住宅の約92%が鉄筋コンクリートによる耐火造であることから、耐用年数は70年と定められてございますので、策定中の長寿命化計画においても、基本的には耐用年数まで使用できるようにするための長寿命化改修での対応を考えております。今後、市営住宅の建て替えを行う場合には、PFI・PPPの活用も検討していかなければならないと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 先ほど解体が終了した第3中央団地を除くとありますけれども、これ今解体して平地になってますよね。この市営住宅の跡地へ新しく市営住宅を建てる考えはありますか。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 第3中央団地の跡地につきましては、今のところ跡地の用途については決まっておりません。また、跡地については、関係課と協議しながら活用法を検討していきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 私の知人が市営住宅へ申込みしましたら、落選して入れませんでした。ということは、市営住宅はまだまだ市民からいえば希望する人が多い。だから、壊した以上は新しく建てちやる、これが本来の行政の趣旨やないですか。こういう企画は、やはり企画課長が考えるべきやないかと思うんですけど、どうです。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 跡地の活用ということにつきましては、今住宅課長が申し上げたとおり、まだその検討がなされていないところでございます。市営住宅が必要かどうかというところでございますが、まだ市営住宅にも空いている住宅もあって、それを修繕して使ってるという状況がございます。そのあたりの需要の状況を再度これから検討もして、そういったことは決めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） それでは、今図書館の用地交渉が難航しているが、ゆったり利用できる空間を確保した上で、時代のニーズに即した図書館サービスを提供していくことにより、市民からの多様な要望に応えられる施設を考えているか、富山市の事例は機能面で参考になると思いますけれども、御意見をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 御紹介のありました富山の例につきましては、ガラス美術館と共用といいますか、一体化したものと認識しております。当市で計画しておりますのは、先ほど財政課長も少し触れましたが、立地適正化計画における都市機能誘導施設、ものづくりサポートセンター、中央地域交流センター、そして図書館ということになりますが、こちらは都市再生の都市再構築戦略事業という事業にて採択を受け、補助申請をしております。この都市再構築戦略事業といいますのが、事業の実施主体が市町村となっておりますので、官民で言いますと官のみが事業主体となっております事業ということになってございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） PFI法で言いますと、これ何ら問題はないんです。これまちづくり交付金の流れで都市再生機構をやってるんですけども、発注する側のスキームは全然関係ありません。こういう問題で、例えば今やってるものづくりサポートセンター、ああいうがらあもいわゆる都市再生機構の計画の中でやってるんでしょうけれども、3つ申請した中で2つは、今中央福祉交流センターも建てた、しかし図書館は今用地交渉でもめてて、用地もまだ決まっていない。これから図書館をどういう図書館にするか、計画を考えてる最中、こういったがは沖縄県でも同じような問題がありまして、全て解決して、PFI法でやっております。全然発注側のスキームは関係ありません、御安心ください。

そういう中で、これから新しい図書館についての考え方を再度検討する考え方を持ってられるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 新しい図書館につきましては、以前西岡議員が質問したときにお答えいたしましたように、基本構想のようなものができてございまして、床面積が約2,000平米程度で、蔵書冊数20万冊で、そのうちの開架冊数が12万冊ということで、基本計画、あと基本設計のほうまでは既に進んでおるものでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 今、図書館って言われんけど、旧態依然の何十万冊あるじゃいというのは問題にする必要がそれほどない。なぜなら、今インターネットで、この本が欲しいいうたら、すぐ届きます。要するにオーテピアもあります、連携すればいいんですよ。だから、今現在ほかの都市ではやってる図書館っていいですか、今言えるのは空間が広くて、いわゆるTSUTAYAさんなんかやってる、要するにいろんな意味で子供たちが漫画を見たり、雑談をしたり、新聞を読んだり、中にはコーヒーを飲みながらその本を見たり、それが図書館なんですよ。

図書館に本を置いて、読みに来てくださいという時代ではございません。そして、その図書館が取られてはいけないので、何千万円もかけたセキュリティーをやってます。本当に税金の無駄です。取られたら買えばいいんですよ、1万円すれば1万円買えばええ。それを何百万円もかけて、何千万円もかけて、セキュリティーをやる、こんな無駄な考え方がおかしい、そう思いませんか。財政負担をなるべく軽くする、この間伊庭先生がゼロ系PPP、いわゆる自治体の負担金をゼロにするという講演をしてくれましたけれども、要するに民間が半分出して、国が半分出す、だから補助金の50%については、民間が収益を上げることによって自治体の負担金がゼロになる、これが簡単に言えばPFIなんですよ。

だから、そういう意味で言えば、図書館も含めてこれから南国市の負担金が少しでも軽くなると思いますが、そういうのはちょっと勉強して、聞いてみたいなという考え方は、市長、ないですか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） そういった手法を今回それを取り入れることが可能であれば、そういう検討はすべきだと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） それを聞いて安心しました。

それでは、毎年1億円も追加補填している農集落排水事業の問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 農業集落排水事業は、一般会計からの繰入金を含めた予算で事業を賄っております。PFIの導入につきましては現段階では考えておりませんが、今後PFIの導入が住民サービスにおいて効果的、効率的であるかを研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） すぐには、さあやってみようとはなかなか難しい問題で、須崎の場合は公共下水道、いわゆる処理場、そして農集落排水事業、いわゆる農林水産省、国土交通省、環境省、この問題の3つの庁をまとめて現在運営しているのは須崎なんですよ、もう画期的な。だから、前回私が産建の委員長をやっているときに岡崎議員さんから指摘されたでしょう。毎年1億円ずつ追加予算を補填しているが、いつまでも1億円を出すわけにはいかないぞ、それに対してやはり勉強して、どうやったら少しでも財源が軽減できるか、それを少し勉強していた

できれば非常にありがたいと思います。ぜひ須崎の西村さん、この人、非常に詳しいです。何回か、私お会いさせていただいたんですけれども、非常にやる気のある職員さんで、P F Iに精通しております。ぜひ参考に聞いてください。よろしくお願いします。

そして最後に、今まで言ったが、全て行政の判断で決めるのではなく、サウンディング調査をし、企業や学識経験者や住民の意見を聞いてまちづくりを考えていく考えはありますか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん事業開始に当たっては、サウンディング調査も行いながら検討をしていかねばならないと思います。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） ありがとうございます。

高知市も今サウンディング調査をして開始してますんで、ぜひ隣の岡崎市長と話をさせていただければ、意見交換していただければ大変ありがたいと思いますので、今後ともP F Iについての認識、よろしくお願い申し上げます。

それでは、3番目の指定管理者制度について質問します。

指定管理者制度は、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、N P O法人などのその他の団体に包括的に代行させることができる制度であります。平成15年9月に、地方自治法第244条の2第3項が改正されました。その改正趣旨は、公の施設より効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整理し、住民サービスの向上や経費の節減など、住民の福祉の増進を図ることを目的とするとあります。

そこで、現在、指定管理者制度で運用しているのは、2018年12月議会で今西議員さんが指定管理者制度が何件ありますか質問していますが、ものづくりサポートセンターが令和3年3月21日にオープンします。全部で3か所でよろしいですか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本市の公の施設につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして指定管理者による管理を行っておるのは、道の駅南国「風良里」、また市立のスポーツ施設これが9施設になります、それと、先ほど紹介がありましたものづくりサポートセンターの3件でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 施設を管理するのに、どのような資格が要りますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 平成15年の地方自治法改正による指定管理者制度におきましては、地方自治法第244条の2第3項に、法人その他の団体であつて、普通地方公共団体が指定するものと規定をされております。個人を指定することはできませんが、特別な資格要件というのは要求はされておられません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 指定管理者に行わせる業務範囲はどのように決めておりますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 各施設の設置目的に応じまして業務の範囲を定めております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） じゃあ指定期間は、何年ですか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 指定管理者による管理が適正に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとするということのを定められております。この期間につきましては、法令に特別な規定はなく、施設の設置目的や利用者の状況のほか、指定管理者が行うべき業務の継続性や質の確保を勘案して、施設ごとに設定をしております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 施設ごとに期間がばらばらということは困るんですけども、まほろばクラブ南国が指定管理者として決められてるのは3年です。ものづくりサポートセンターは5年ですよ。道の駅も5年ですよ。じゃあ、まほろばクラブは今後5年にしてくれるという考えはありますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 指定管理につきましては、適切な団体が適切な利用ができるということで、その管理運営で効果的な、どのような年数にするのが一番効果的とかということも勘案しながら検討しないといけない、決めないといけないと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） ということは、今後検討して見直すということも視野に入れてよろしいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） それでは、指定管理料はどのようにして決めてるでしょう。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 指定管理の公募を行わない道の駅、またスポーツ施設につきましては、それぞれ指定管理者の管理業務に関する収支を勘案をしまして指定管理料を定めております。また、指定管理者を公募しましたものづくりサポートセンターにおきましては、募集に当たって指定管理料の上限額を定めた上で、指定の次年度以降につきましては前年度の実績を勘案して定めるということにしております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 指定管理者の募集選定は公募と非公募とありますが、どのような基準で選定していますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 各施設の設置管理条例におきましては、指定管理者の募集については公募が原則であると規定がされております。ただし、適正な管理を確保するため、公募を行わないことについて相当の理由がある場合には、市長または教育委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補として選定することができると規定をされておるところでございます。

この適正な管理を確保するため公募を行わない理由につきましては、各施設の設置目的ごと、管理を担う団体の性質・能力などの状況を勘案しまして、その法人が管理することにより、公の施設が提供する住民サービスの質を安定的に向上させることができるか否かで判断するべきということになっております。このような事情がない場合につきましては、原則どおり公募するということになっております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 公募の基準は施設ごとに行っておりますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 公募を行ったのは、ものづくりサポートセンターの1施設になりましたが、これにつきましては基準を定めておりまして、基準はそれぞれ施設ごとに定めるものとしております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 募集要項及び事業内容などを詳細に記載した仕様書は作成しておりますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 公募を行った1施設につきましては、募集要項また仕様書ともに作成した上で公募を行っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 本当にばらばらで。国の指定管理者候補選定基準着眼点のモデル案をそのまま引用して、南国市の基準に改正していますか。特に価格提案が大事ですが、しかし公共サービスの水準の確保という要請を果たす、さも適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであることを総務省自治行政局長より平成22年12月28日に通知しています。そのことを考慮して策定していますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 募集要項につきましては、公の施設の運営に関して民間事業者等が有するノウハウを活用して、もって住民サービスの向上を図っていくという指定管理者制度の趣旨を踏まえまして、効率的な施設運営に加えまして、安全管理や災害対策など、仕様書と併せて総合的な視点で施設管理を担うことができる主体を募る内容としております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 募集要項には原則としてどのような内容を記載するようにしていますか。

○議長（土居恒夫） 答弁、市長。

○市長（平山耕三） 選定基準についてでございますが、公募を行った1施設につきましては選定基準を設けているところでございますが、なお市内の事業者にも公の施設の管理を担ってもらうことにつきましては、市内での雇用創出の視点や、将来にわたって安定的に施設運営を行うための事業者育成の観点などが重要であります。施設によっては高度なノウハウが必要な場合もあります。公募に当たっては、このような状況を総合的に判断して、事業所の所在要件を定めることとなります。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 選定委員会は設置していますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 公募を行いましたものづくりサポートセンターの1施設につきましては設置をしております。また、市立スポーツ施設につきましては、公募ではございませんけれども、指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定することを目的としまして、指定管理者候補者選定審査委員会を設置し、審議の上、指定管理者候補者を選定をしております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） すいません、まほろばクラブ南国は3月1日にプロポーザルの提案をさせていただきました。3月2日に、議員にまほろばクラブ南国、3年間の指定管理者の予算を提案されました。たった1日、それも夕方6時にやってるんです。本当にもう少し早くそういう審査をしていただければスケジュールの調整ができるんですけども、スケジュールの調整をせめて9月ぐらいにさせていただかないと、例えば学童保育に近いことをまほろばクラブ南国はやっております。大篠小学校の子供たちを預かって、英語を教えたり、スポーツを教えたりしています。市民の皆様から、2月、3月にその事業が継続してできるんですかと問合せが来ます。しかし、事業予算というか、契約ができていないので、市民の皆様には回答ができません。公に言えないんです。そういうふう現場では非常に困ってる。もう少し迅速に、せめて9月議会ぐらいに提案していただいて、やっていただけるというお考えはないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 御指摘のとおり、今議会で議決を得ましても、受託者のほうには大変な御迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ございません。議員さんおっしゃいましたように、次回更新の最終年度におきましては、9月議会、遅くても12月議会には指定管理者を決定して、議決をいただいております。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 南国市に事業者があることが優先されなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） すいません、先ほどもちょっと市長のほうから御答弁をしたところでございますけれども、市内の事業者にも公の施設の管理を担ってもらおうということにつきましては、市内での雇用創出の視点、また将来にわたって安定的に施設運営を行っていただくための事業者育成の醸成なども大変重要なことでもあります。施設によりましては高度なノウハウが必要な場合もございます。公募に当たっては、このような状況を総合的に判断しまして、

事業所の所在要件なども定めていくということになります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 管理業務の確認は毎年、年度ごとに事業報告書を提出させ、調査を行うものとするが地方自治法第244条の2第10項に規定されていますが、履行されておりますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 株式会社道の駅南国及び特定非営利活動法人まほろばクラブ南国からは、毎年度、事業報告と決算報告を受けております。また、その内容を評価をしております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） では、南国市は指定管理者制度運用指針を策定していますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 一律のものは作成しておらず、各施設の指定管理を所管する所管課ごとに指定管理者制度の趣旨に沿った制度運用をしております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） では、地方自治法第1条の2第1項は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、そこで福祉とは何でしょう、お答えください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 地方自治法第1条の2第1項は、地方公共団体の存立目的と役割を定めたものでございます。地方公共団体が推進を図るべき住民の福祉とは、経済的分野、文化的分野、教育に関する分野、健康に関する分野など、市民の皆様の生活における広い範囲を指定するもので、言い換えますと市民の皆様の幸せの実現、また幸福の増進ということになります。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 本当にありがとうございます。福祉とは何かと言われたときに、生活保護や子育て、高齢者、障害者支援など、いわゆる社会的、経済的弱者の支援をすぐ連想しがちですけれども、企画課長が大変すばらしい回答をしてくれましたので、本当にうれしく思います。このような貴重な福祉に対して携わっている職員の皆様に、非常に感謝をします。

福祉の増進というのが、いわゆる指定管理者の最大の目的であるんです。この福祉こそが指定管理者の目的なんです。どうかこの福祉に対して御理解のほど、職員の皆さんは、担当課長が代わったり、担当の職員が代わって、福祉に対する考え方がちょっと違うようなことがあれ

ば非常に残念なことですけれども、先ほど課長がそういうふうにすばらしい答弁をしてくれましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明13日と14日は休日のため休会とし、3月15日に会議を開きます。3月15日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時40分 延会